

## 第三者評価結果

事業所名 : Gakkenほいくえん ニツ橋

### I 福祉サービスの基本方針と組織

#### 1 理念・基本方針

(1) 理念、基本方針が確立・周知されている。	第三者評価結果
【1】 I-1-(1)-① 理念、基本方針が明文化され周知が図られている。	a

<コメント>

・理念や基本方針はパンフレットやホームページ、重要事項説明書への明示しており、園内にも掲示し、入園時説明会、入園後の保護者懇談会、園だよりなどを通じて保護者への周知に努めている。  
 ・職員に対しては入社時研修、年度初めの職員会議、事業計画や指導計画の策定時などを通じて、保育の中で理念や基本方針を考えるきっかけとしている。さらに、園内研修会、職員会議などを通じて、保育方針を念頭にした保育実践について定期的に振り返り、周知状況の確認、継続的な周知への取り組みを行っている。

#### 2 経営状況の把握

(1) 経営環境の変化等に適切に対応している。	第三者評価結果
【2】 I-2-(1)-① 事業経営をとりまく環境と経営状況が的確に把握・分析されている。	b

<コメント>

・子育て支援に関する動向については法人本部で分析して法人園長会で伝えられ、地域のニーズについては地域の園長会に参加し、横浜市や地域の待機児童、新設園開園、保健センターでの疾病情報などの情報を得ている。  
 ・園見学者を通して、地域環境や子育てニーズの変化、利用者像の変化などを知り経営環境や課題を抽出している。また、定期的に本社予算管理課担当者と共に保育のコスト分析やコスト管理などを行う会議を行っている。今後は、地域の各種福祉計画の策定動向と内容を把握し、分析力をさらに強化・充実させることを課題としている。

【3】 I-2-(1)-② 経営課題を明確にし、具体的な取り組みを進めている。	a
--	---

<コメント>

・法人として各園の経営状況、職員体制、保育施設整備、保育内容や問題点について検討し、幼児教育の強化として取り入れている。子どもや保護者のニーズに応じた各種のカリキュラムや支援サービスを用意している。  
 ・法人共通のメソッドから、保護者のニーズや地域性を鑑み力を入れて取り組む事項を選択している。よって、子どもファーストの環境を最優先とし、主体的保育を取り入れている。  
 ・職員研修を通してスキルアップを図り、人材育成につなげている。また、定期的に会議を行い、改善につながる行動や課題の周知に努めている。

#### 3 事業計画の策定

(1) 中・長期的なビジョンと計画が明確にされている。	第三者評価結果
【4】 I-3-(1)-① 中・長期的なビジョンを明確にした計画が策定されている。	a

<コメント>

・法人として将来の保育事業を見据えて、予算編成も含めた中長期計画は策定しており、園では個別の課題を盛り込んで中長期計画を法人統一の書式で策定している。  
 ・中長期計画は、経営課題や問題点の解決・改善に向けた具体的な内容を明示し、数値目標などを具体的に盛り込んでいる。計画の達成度を測る具体的な指標を定めて、計画の推進を可視化できるよう取り組んでおり、今後取り組む内容や方向が分かり易くしていることがうかがえる。

<p>【5】 I-3-(1)-② 中・長期計画を踏まえた単年度の計画が策定されている。</p>	a
---	---

<コメント>

・単年度事業計画は中長期計画同様、達成度を測る具体的な指標を定めて、計画の推進を可視化できるよう取り組んでいる。実行可能な具体的な内容となっており、事業報告との連続性についても確認できる内容になっている。  
・さらに、継続した取り組みと新たな取り組みなどを分かりやすく掲載したり、中期計画に掲げている内容を分かりやすく単年度事業計画に明示することも望まれる。数値目標などは取り組みを継続していくことで成果が表れていくものなので、引き続き取り組んでいくとしている。

(2) 事業計画が適切に策定されている。

<p>【6】 I-3-(2)-① 事業計画の策定と実施状況の把握や評価・見直しが組織的に行われ、職員が理解している。</p>	b
--	---

<コメント>

・事業計画の策定にあたっては、職員会議において前年度総括を行い策定する流れになっており、保護者の意向や要望、職員の意見などを反映させることにしている。園において原案を作成し、年初の職員会議で園長より説明することになっている。  
・事業計画ではその年度の運営を示しているが、職員全体に詳しく説明が行き届いていないことを園では課題としている。今後は新年度を始めるにあたりどのような運営をして行くかを周知し共に取り組んでいくことを目指している。

<p>【7】 I-3-(2)-② 事業計画は、保護者等に周知され、理解を促している。</p>	a
--	---

<コメント>

・単年度事業計画は、各クラスの保護者代表、第三者委員、経営層などが参加している定例の運営委員会において説明し、理解を得ることにしている。事業計画書の記載事項は指導計画に関わる人が多いことを踏まえ、年間指導計画として保護者に伝えている。  
・ただし、運営委員以外の方にはあまり関心を持ってもらえていない。事業計画は玄関に常置して来園者が自由に閲覧できるようにしているが、さらに周知や理解を促すことを目指している。特に新年度の運営について各保護者に周知を図り、理解を促す新たな手法を提案されたい。

#### 4 福祉サービスの質の向上への組織的・計画的な取組

<p>(1) 質の向上に向けた取組が組織的・計画的に行われている。</p>	第三者評価結果
---------------------------------------	---------

<p>【8】 I-4-(1)-① 保育の質の向上に向けた取組が組織的に行われ、機能している。</p>	a
--	---

<コメント>

・法人として園運営の根幹となるマニュアルや、職員の資質向上や自己評価に関する項目なども設け、保育の質の向上に取り組んでいる。全体的な計画をはじめ指導計画は、計画・保育実践・振り返り・課題の解決のPDCAのサイクルで評価できるように工夫している。  
・定められた評価基準をベースに年に2回自己評価を行っている。また、第三者評価の受審についても、5年ごとの定期的な受審を行い、さらなる質の向上を目指している。

<p>【9】 I-4-(1)-② 評価結果にもとづき保育所として取組むべき課題を明確にし、計画的な改善策を実施している。</p>	a
--	---

<コメント>

・職員間で課題の共有化が図られ、課題が出たらどのように改善していくか昼礼などで話し合いを行なう他、乳児会議、幼児会議などでも課題改善案を出し合い、全体へ共有している。  
・自己評価シートは、項目ごとのチェック欄と共に課題を記載できるようにしており、改善の方向性を明確化できるようにしている。職員間で共有するとともに、抽出した課題について具体的な改善策を構築し、改善の「見える化」に取り組んでいる。さらに、次年度計画に反映し改善に取り組めるようにすることも望まれる。

## II 組織の運営管理

### 1 管理者の責任とリーダーシップ

(1) 管理者の責任が明確にされている。	第三者評価結果
【10】 II-1-(1)-① 施設長は、自らの役割と責任を職員に対して表明し理解を図っている。	a
<コメント>	
<p>・法人として、園長をはじめ主任や保育士など職域・職層・職階毎の役割や具体的な業務を明示しており、円滑な園運営ができるようにしている。さらに園においては、職務分掌をはじめ行事係分担表、会議役割分担、災害発生時の指示命令系統などを設けて、園長の役割を明示している。よって、職務分掌に沿って自らの役割と責任について遂行する仕組みが整っていることがうかがえる。さらに、自らが大切にしていることも含め、年初の職員会議において所信を表明し、園運営をリードしている。</p>	
【11】 II-1-(1)-② 遵守すべき法令等を正しく理解するための取組を行っている。	a
<コメント>	
<p>・法令等遵守については法人としても重視しており、入社時研修をはじめGRC（ガバナンス・リスクマネジメント・コンプライアンス）研修を年に1回実施し、職員への意識向上を図っている。特に個人情報の扱いやプライバシーへの配慮については、職員への注意喚起を促している。</p> <p>・今回行った保護者アンケートの「子どもの尊厳の尊重」に関する各設問においても、高い満足度が得られており、園の取り組みが結果を得ていることがうかがえる。職員に対して遵守すべき法令等を周知するため、勉強会の機会でも更に法令順守の風土を固めていくことを目指している。</p>	
(2) 管理者のリーダーシップが発揮されている。	
【12】 II-1-(2)-① 保育の質の向上に意欲をもち、その取組に指導力を発揮している。	a
<コメント>	
<p>・「保育の質の向上＝職員の資質の向上」という認識のもと、各種の計画を円滑に推進することを踏まえ、園長は各種の会議体における指導・助言に加え、職員一人ひとりの把握に努め、法人・地域・園内などが主催する研修へに参加を促している。</p> <p>・保育士の指導分担を明確化し、園長は統括して保育の資質向上に参画できる体制作りに取り組んでいる。研修参加後にはその研修について共有する機会を作っている。今後は更に積極的に研修の機会を設け参加を促し、保育の質を高めていくことを目指している。</p>	
【13】 II-1-(2)-② 経営の改善や業務の実効性を高める取組に指導力を発揮している。	a
<コメント>	
<p>・園長をはじめ、職域・職層・職階に沿って法人で開催している各種の研修に参加を促し、マネジメント力の向上に取り組んでいる。保育書類作成業務の負担軽減を目的にICT化による業務改善を図り、人員配置では自己評価をもとに職員面談などを通じて本人と相談して決定している。</p> <p>・園運営を行う上で、改善や業務の実効性の向上に向けて話し合う時間を設けたり、昼礼などにおいて意識の共有を図り、日々の業務に取り組めるようにしている。</p>	

### 2 福祉人材の確保・育成

(1) 福祉人材の確保・育成計画、人事管理の体制が整備されている。	第三者評価結果
【14】 II-2-(1)-① 必要な福祉人材の確保・定着等に関する具体的な計画が確立し、取組が実施されている。	a
<コメント>	
<p>・職員の採用については、全国の養成校への求人活動、公式ホームページからの求人、社員紹介制度など、多岐に渡った活動に取り組んでいる。法人本部において年間社内研修計画を作成し、職位や保育歴、専門職に応じた研修を実施し、人材育成に取り組んでいる。</p> <p>・園では適宜、園運営に必要な人員配置を本部に要請して、必要人材を確保できるようにしている。また、新型コロナウイルスの影響で研修や各会議は、webなどを利用して実施している場合もある。</p>	

<p>【15】 II-2-(1)-② 総合的な人事管理が行われている。</p>	a
---	---

<コメント>

・法人として成長支援に関する手引きを定め、職位による期待度を基本姿勢、業務能力、対人能力、マネジメント能力などの項目によって明確にしている。評価基準に沿って園長が一次評価を実施し、必要において本部で補正し、報酬に反映される仕組みとしている。  
 ・一定の人事基準にもとづき職員の専門性や職務遂行能力、職務に関する成果や貢献度などを評価し、それらをベースとして職員が自らの将来に向けての展望が抱ける仕組みとなっている。よって、フィードフォワードやフィードバックが整っていることがうかがえる。

(2) 職員の就業状況に配慮がなされている。

<p>【16】 II-2-(2)-① 職員の就業状況や意向を把握し、働きやすい職場づくりに取り組んでいる。</p>	a
---	---

<コメント>

・法人としての職員の就業状況を把握しており、時間外勤務の削減と有給休暇の取得を推進させ、有休取得率や時間外労働超過情報を園長と共有して就労状況に応じた改善に努めている。園でも気兼ねなく休みを取り、リフレッシュできるよう推進している。また、定期的な個人面談では悩みなどの相談にのっており、要望、異動希望、昇進意欲を集約して育成に取り組んでいる。  
 ・ワーク・ライフ・バランスやウェルビーイングに配慮した取り組みとして、公私のバランスが取れるような公休の設定や有休の取り方について、希望を配慮するなどの工夫を行っている。

(3) 職員の質の向上に向けた体制が確立されている。

<p>【17】 II-2-(3)-① 職員一人ひとりの育成に向けた取組を行っている。</p>	a
--	---

<コメント>

・園長は職員との定例個別面談を年2回実施し、目標設定や目標達成に関する具体的な行動を確認できるようにしている。また、個人面談に加え、日常的な助言・支援に努めモチベーション向上を促している。  
 ・職員一人ひとりに期待役割（目標設定）がなされており、年度当初、年度末に確認を行っている他、必要に応じて適宜面談の機会を設けている。職員個々の期待役割については、現場での保育の様子を見るなどによって相談や指導につなげ、職員一人ひとりの成長を適切に支援できるようにしている。

<p>【18】 II-2-(3)-② 職員の教育・研修に関する基本方針や計画が策定され、教育・研修が実施されている。</p>	a
--	---

<コメント>

・法人ホームページの採用サイトには「働く環境」、「様々な働き方」、「研修・キャリア制度」として、雇用形態や各種制度などを入職希望者に示している。  
 ・入職時研修をはじめ年間を通して内外の研修計画が策定されており、職域・職層・職階に沿って職員一人ひとりの個人別研修計画が用意されている。各自のスキル、経験年数に合わせた教育・研修計画を作成し、教育・研修が実施されていることがうかがえる。また、行政からの案内をもとに、必要に応じて研修を受講するよう促している。

<p>【19】 II-2-(3)-③ 職員一人ひとりの教育・研修の機会が確保されている。</p>	a
--	---

<コメント>

・入社年次に応じた階層別研修として、初任者研修（理念や事業内容、法人が目指す保育）、フォローアップ研修（実務経験後の振り返り）、サポーター研修（新入社員の育成）、リーダー研修（チームマネジメントの考え方）に加え、専門スキル研修など職員一人ひとりに合った育成に取り組んでいる。  
 ・研修受講後には報告書を作成して自ら振り返り、会議などを通じて発表する機会を設けて共有することになっている。また、行政からの案内をもとに、必要に応じて研修を受講するよう促している。

(4) 実習生等の福祉サービスに関わる専門職の研修・育成が適切に行われている。		
[20]	Ⅱ-2-(4)-① 実習生等の保育に関わる専門職の研修・育成について体制を整備し、積極的な取組をしている。	b
<コメント>		
<p>・法人として実習生マニュアルを整備しており、受け入れ時には担当職員によるオリエンテーションを実施し、園概要や保育理念、保育の心得、個人情報の取り扱いなどの説明をしている。また、具体的な保育内容は、クラス担任が丁寧に伝えるようにしている。</p> <p>・実習生については、学校側と実習内容について連携してプログラムを整備するとともに、実習期間中においても継続的な連携を維持することを目的に担当教諭の来園や、園内で相談しやすい環境を整えるなどの工夫を行っている。</p>		

### 3 運営の透明性の確保

(1) 運営の透明性を確保するための取組が行われている。		第三者評価結果
[21]	Ⅱ-3-(1)-① 運営の透明性を確保するための情報公開が行われている。	a
<コメント>		
<p>・法人のホームページには、保育理念や基本方針、各園の概要、採用や人材育成に関する取り組み、法人概要など運営状況が示されている。園では保育理念を各所に掲示し、玄関には園運営に関する各種の書式を常置し情報公開に努めている。</p> <p>・法人のホームページには各園の詳しい情報を掲載しており、「ニッ橋園」においても交通アクセス、園見学の案内、子育てイベントなど、入園希望者への基礎的な情報をはじめ、園運営に関する詳しい内容（開園時間、休園日、対象年齢、クラス別定員、募集状況など）や写真（外構、保育室など）も掲載されている。</p>		
[22]	Ⅱ-3-(1)-② 公正かつ透明性の高い適正な経営・運営のための取組が行われている。	a
<コメント>		
<p>・行政指導監査の他、法人として内部監査を定期的実施しており、運営の適正性を担保している。また、経理、取引のルールなど必要な決まりについて職員の周知に努めている。</p> <p>・園においては保育教材に関する担当者を取り決め、定期的に園長がチェックするなどの仕組みを設け適切な運営に努めている。また、園内において現金を扱うケースは限られているが、職務分掌には経理業務を明記したり、経理規程にもとづき発注、請求、領収までの書類を管理したりして、適切な運用を行うよう取り組んでいる。</p>		

### 4 地域との交流、地域貢献

(1) 地域との関係が適切に確保されている。		第三者評価結果
[23]	Ⅱ-4-(1)-① 子どもと地域との交流を広げるための取組を行っている。	a
<コメント>		
<p>・地域支援・子育て支援の項目には、地域との積極的な関わりを持つことを促している。また、外掲版には地区の祭りや、保育所の園庭開放の日時などを地域の方や保護者に提供するなど、園としての専門性を地域に還元する取り組みを伝えている。</p> <p>・敬老を祝う集いに近隣の方を招待し交流の機会を設けたり、せやっこ祭りなど、地域の保育園と共同でイベントを計画し準備、祭りに参加したりしている。地域園や小学校との定期的な交流に取り組んでいる。</p>		
[24]	Ⅱ-4-(1)-② ボランティア等の受け入れに対する基本姿勢を明確にし体制を確立している。	a
<コメント>		
<p>・法人として、ボランティアマニュアルを整備し、受け入れ体制を確立している。受け入れ時には機密保持誓約書の署名をはじめ、園概要や保育理念、保育の心得、子どもとの関わり方で留意する事項などを説明して円滑な活動を支援している。</p> <p>・基本的には、法人本部署で園に打診があるが、園に相談があれば、本部に確認して受け入れることにしている。本年度は、中学生の職業体験を1名受け入れている。地域の学校教育などへの協力の一環として、職業体験実習を実施している。</p>		



(2) 関係機関との連携が確保されている。

【25】 II-4-(2)-①  
保育所として必要な社会資源を明確にし、関係機関等との連携が適切に行われている。

a

<コメント>

・園では行政関係、児童相談所、保健所、学校、管轄警察、消防署、病院などの連絡先を一覧にまとめ、さらに区園長会などに参加して地域情報を収集している。また、必要に応じて各団体や関係機関が集まり、カンファレンスを開催し連携して対処することになっている。  
・家庭での虐待や育児困難などによって権利侵害が疑われる子どもへの対応については、区や児童相談所と連携して対応する体制が整っている。特別支援を要する子への対応は、巡回訪問によって地域療育センターと定期的に連携を図って対応することになっている。

【26】 II-4-(3)-①  
地域の福祉ニーズ等を把握するための取組が行われている。

a

<コメント>

・園として開催している運営委員会をはじめ、地域で開催されている各種の会議などに参加して、児童福祉に関する各種の情報を把握して園運営に反映させることに取り組んでいる。さらに、園見学者から子育て事情や相談を受けて、子育て支援ニーズの把握に取り組んでいる。  
・運営委員会では、第三者委員より地域の福祉ニーズや周辺住民の状況などの情報収集に力を入れている。地域ボランティアの参加を仰ぎ、近隣のニーズを把握したり、関係機関・団体との連携をしたりなど、地域の福祉ニーズや生活課題などの把握に努めている。

【27】 II-4-(3)-②  
地域の福祉ニーズ等にもとづく公益的な事業・活動が行われている。

a

<コメント>

・地域情報をもとに育児相談や行事参加案内などを行っている。園では「地域との関わり」や「地域に開かれた園運営」を重点施策としており、未就園児（地域の子育て家庭）を招待している。また、せやっこ祭りなど、地域の保育園と共同でイベントを行っている。  
・地域の防災対策や被災時における福祉的な支援が実施できるように、災害に備え地域ネットワークにおいて協働する体制作りに取り組んでいる。住民の安全・安心のための備えや支援に応えられるように準備・協力の体制を整えている。

### Ⅲ 適切な福祉サービスの実施

#### 1 利用者本位の福祉サービス

(1) 利用者を尊重する姿勢が明示されている。	第三者評価結果
<p>【28】 Ⅲ-1-(1)-① 子どもを尊重した保育について共通の理解をもつための取組を行っている。</p>	a
<コメント>	
<p>・法人として実施している階層別研修をはじめ専門研修においても、子どもの人権を大切にする保育について学ぶ機会を設け、子どもの尊厳の尊重に関する周知に努めている。実際の子どもへの関わり方や言動、個人情報への配慮などは注意喚起を促している。 ・子どもが互いを尊重する心を育てることに力を入れており、自分の気持ちを知り伝えることからはじめ、相手の気持ちを知る機会を設けるなど、日々の保育の中で伝えるようにしている。また、性差への先入観から決めつけることなく個々の選択を大事にしている。</p>	
<p>【29】 Ⅲ-1-(1)-② 子どものプライバシー保護に配慮した保育が行われている。</p>	a
<コメント>	
<p>・法人として個人情報保護方針や規定を定め、プライバシー保護のためのマニュアルを整備している。職員に対しては、入社時に個人情報の取扱いに関する誓約書を交わしている。 ・子どもの健康面などについて伝える際にも他の保護者や園児に聞こえないように別室で話すなどの配慮に努めている。一人ひとりの子どもにとって、生活の場にふさわしい快適な環境を提供できるよう工夫をし、子どものプライバシーを守るようトイレ、着替え、おむつ替えなどでも設備面での工夫も行っている。</p>	
(2) 福祉サービスの提供に関する説明と同意（自己決定）が適切に行われている。	
<p>【30】 Ⅲ-1-(2)-① 利用希望者に対して保育所選択に必要な情報を積極的に提供している。</p>	a
<コメント>	
<p>・法人（園）のホームページからも園見学に関する申し込みができるようになっており、保護者への利便性に配慮している。また、見学時には子どもの活動を見てもらい、保育園の様子を知ってもらう機会としている。各保育室に入ってもらい直接保育士と話すことなどにも対応している。 ・園見学時には誕生会への参加や園庭開放を伝えたり、夏祭りなどの行事に誘ったりして理解を深めてもらえるようにしている。給食室をガラス越しに見てもらったり、給食の人気レシピの配布も行ったりして積極的な情報提供に取り組んでいる。</p>	
<p>【31】 Ⅲ-1-(2)-② 保育の開始・変更にあたり保護者等にわかりやすく説明している。</p>	a
<コメント>	
<p>・入園が内定した際には説明会や個別面談を実施しており、重要事項説明書などを用いて詳しい説明を行い、保護者が安心して入園を迎えられるように努めている。また入園後には保護者懇談会を開催して、指導計画など園の取り組みを伝えている。個別面談では、特に保育の留意点、保育時間に関する意向、アレルギーなどの食事の状況などについて確認し、児童票を中心とする個人記録にまとめている。 ・引越しなどで転園を余儀なくされた際には、転園先（県内外・市区内外）によって対応が異なるため、その都度個別対応としている。</p>	
<p>【32】 Ⅲ-1-(2)-③ 保育所等の変更にあたり保育の継続性に配慮した対応を行っている。</p>	a
<コメント>	
<p>・保育所の変更があった場合は、変更先や行政などの各関係機関と連携を図り、必要に応じた申し送りをしている。卒園してからも、保育所として子どもや保護者が相談できるように、主任や園長が窓口となり、気軽に相談できるよう門戸を開いている。 ・卒園後も園舎内で開かれている習い事教室も継続して利用できるようにしており、見学や登降園時にも相談を受けることにしている。地域向けの子育て支援事業として実施している育児支援や健康・栄養指導などを受けられることを案内し、不安な場合の駆け込み場所となることを伝えている。</p>	

(3) 利用者満足の上向上に努めている。

【33】 Ⅲ-1-(3)-①  
利用者満足の上向上を目的とする仕組みを整備し、取組を行っている。

a

<コメント>

・保護者懇談会や個人面談の実施に加え保護者アンケートを実施しており、都度集約し職員会議で共有している。保護者会はないが、運営委員会を設置し、運営委員から忌憚のない意見を頂戴し改善につなげている。さらに、園内外で感染症が発生した際には、具体的な内容を盛り込んだ掲示を設置したり、メール配信をして注意喚起を促している。  
・児童票には、子どもそれぞれの成育の記録や課題などほかさまざまな情報を丁寧かつ詳しく書き込むことにしている。また、保護者の価値観や生活習慣も鑑み、無理強いせず、少しずつ育成することを心がけている。

(4) 利用者が意見等を述べやすい体制が確保されている。

【34】 Ⅲ-1-(4)-①  
苦情解決の仕組みが確立しており、周知・機能している。

a

<コメント>

・苦情解決制度を利用できることや、行政の担当課など園以外の相談先を遠慮なく利用できることを、入園時や保護者懇談会において口頭で伝えている。また、重要事項説明書には苦情受け付け体制や第三者委員を記載し、さらに園内には意見箱を設置して、書式によってもいつでも受け付けることにしている。  
・具体的には保護者が担任に直接伝えたり、直接園長に相談するなど「口頭」での受付が中心になっており、プライバシーに配慮できる環境を整えるようにしている。苦情内容に関する検討や対応策については、保護者に必ずフィードバックしている。

【35】 Ⅲ-1-(4)-②  
保護者が相談や意見を述べやすい環境を整備し、保護者等に周知している。

a

<コメント>

・重要事項説明書には苦情受け付け体制や第三者委員を記載したり、担任以外にも相談に応じることを入園時をはじめ保護者懇談会などを通じて伝えている。受け付けた意見や苦情は受付担当職員や責任者である園長が解決を図っている。  
・相談内容によっては、相談室に案内したり継続的に相談に応じられるように配慮している。相談室以外の場所でも、またいつでも相談し易い、意見を述べやすい環境に配慮している。相談窓口（相談方法）について、フローチャートを掲示して分かり易さに配慮している。

【36】 Ⅲ-1-(4)-③  
保護者からの相談や意見に対して、組織的かつ迅速に対応している。

a

<コメント>

・保護者が相談しやすい環境を目指し、日々の送迎時の挨拶や何げない保護者との会話を大切にすることを心がけている。さらに、意見、要望は職員全員において対応策を検討し、より良い保育につなげられるよう努めている。  
・登降園時に保護者から意向や要望を受け付けた際には、日々開催している屋礼において共有し、園一丸となって対応することになっている。また、インシデントが発生した際にも、屋礼を通じて検証することになっている。対応マニュアルを含め各種マニュアルの検証は、本社において運営品質向上委員会を開催して実施する流れとしている。

(5) 安心・安全な福祉サービスの提供のための組織的な取組が行われている。

【37】 Ⅲ-1-(5)-①  
安心・安全な福祉サービスの提供を目的とするリスクマネジメント体制が構築されている。

a

<コメント>

・子どもの安全の確保や向上を図るため、屋礼をはじめ職員会議など様々な機会を通じて、園内外の危険箇所やインシデントについて情報共有に取り組んでいる。安全対策委員会が設置されており、ヒヤリとする事案や事故が発生した際には報告書を基に分析し、改善や再発防止につなげている。  
・保育室や園内活動、戸外活動などについては、それぞれ安全チェック基準を設けており、職員に順守を促している。リスクマネジメントに関する責任者は園長とし、不在時の権限リストを作成し不在時も同等の対応ができるように定めている。



【38】 Ⅲ-1-(5)-②  
感染症の予防や発生時における子どもの安全確保のための体制を整備し、取組を行っている。

a

<コメント>

・地域での感染症の発生状況は区からの情報を提供し、園内で発生した際には発生状況を迅速に通知することになっている。園内で発生した際には詳しく数値を把握し、必要に応じて区に報告して指示を仰ぐことにしている。さらに、玄関にも掲示を行い、手洗いなどの徹底を伝えることにしている。  
・感染症に対する対策や予防の徹底に努めており、インターネットからも情報を取得し職員への注意喚起を促している。さらに、組織一丸となって嘔吐処理研修や玩具の消毒、清掃などを推進、清潔の維持に努めている。

【39】 Ⅲ-1-(5)-③  
災害時における子どもの安全確保のための取組を組織的に行っている。

b

<コメント>

・災害対策の一環として園児も参加する避難訓練を定期的を実施して、その際には消防署への通報や連絡も行って連携を図っている。また、消防署指導のもとに消防設備の点検時や消火器使用訓練を行っている。防災訓練では、避難場所に指定されている小学校まで避難する機会も設けている。  
・消防署員に来てもらい救命訓練を行い、救命活動の重要性を認識し実践につながるよう努めている。ただし、未曾有の災害などを想定して地域と連携した防災訓練に参加することを課題としている。

## 2 福祉サービスの質の確保

(1) 提供する福祉サービスの標準的な実施方法が確立している。	第三者評価結果
<p>[40] Ⅲ-2-(1)-① 保育について標準的な実施方法が文書化され保育が提供されている。</p>	a
<コメント>	
<p>・運営法人として統一した運営ガイドラインが作成されており、保育の手引きや子どもの人権、事故・怪我対応などについてそれぞれ明示され、標準的な実施方法で保育が提供されるようになっている。職員は、入職時の研修や4月の職員会議での読み合わせ、個別の指導などを受けて、内容を周知するよう努めている。さらに理解を深めるために、ガイドライン浸透度テストを実施し、職員間で答え合わせをするなどして業務が標準化される仕組みになっている。</p> <p>・実施方法が標準的なものになっているか、画一的なものになっていないかなどは、指導計画作成の際に振り返り評価・反省をしたり、主任や副主任が現場で確認したり、園長が検証・指導を実施したりしている。</p>	
<p>[41] Ⅲ-2-(1)-② 標準的な実施方法について見直しをする仕組みが確立している。</p>	a
<コメント>	
<p>・標準的な実施方法の見直しは、各計画の振り返りの際や昼礼・職員会議で気になることを伝え合って見直しをしている。保護者からは、意見箱・送迎時の会話・保護者参加の行事に加え、運営委員会などで意見や提案を受けている。現場からの意見は、主任から園長に伝えられ、その後法人本部に伝えられ見直される仕組みになっている。安全に関する事項については、現場の状況に即した方法で見直しを実施している。</p> <p>・標準的な実施方法は、細部は常時見直しを実施しているが、年度末の重要事項説明書と一緒に12月頃から全体としての見直しに取り組み、新年度までに最新の情報で更新される仕組みができている。</p>	
(2) 適切なアセスメントにより福祉サービス実施計画が策定されている。	
<p>[42] Ⅲ-2-(2)-① アセスメントにもとづく指導計画を適切に作成している。</p>	a
<コメント>	
<p>・指導計画は、職員間で共有された全体的な計画をもとに、新入園児は、入園書類や面談を通じて子どもの生活状況や心身の発達状況を把握して作成している。進級児は、子どもの様子を確認しながら、送迎時の保護者との会話、経過記録、職員間での引継ぎなどをもとに計画を作成している。特別な配慮が必要と思われる子どもの指導計画は、個人面談などで保護者の意向を把握し、行政の関係機関や、療育センターなど様々な機関からの支援・助言を受けて作成する体制が整っている。</p> <p>・離乳食やアレルギー食、排泄などの生活面での計画作成にあたっては、保護者と面談をし、子どもの園での様子を伝え、家庭生活との連携を図りながら計画を立案している。</p>	
<p>[43] Ⅲ-2-(2)-② 定期的に指導計画の評価・見直しを行っている。</p>	a
<コメント>	
<p>・各指導計画は、次の計画作成時に保育実践を振り返り、評価・反省を行い、次の計画作成に反映されるような仕組みができてきている。各自で子どもの状況を把握し、生活の連続性やねらいの妥当性などについて評価し、クラス間や会議で話し合い、他職員の意見を取り入れながら内容共有を行っている。</p> <p>・緊急に指導計画の変更が必要になった場合には、全職員に伝達できるよう昼礼や、会議での共有を図り、保護者には掲示や保護者配信アプリを活用して周知を図っている。</p>	
(3) 福祉サービス実施の記録が適切に行われている。	
<p>[44] Ⅲ-2-(3)-① 子どもに関する保育の実施状況の記録が適切に行われ、職員間で共有化されている。</p>	a
<コメント>	
<p>・子どもの発達状況や生活状況は、統一した様式によって把握・記録されている。特に子どもの育ちに関する記録は、できるようになった結果だけではなく、子どもの興味や関心・意欲・発達について丁寧に記載され、職員誰もが閲覧可能で共有化されている。記録内容や書き方に差異が生じないように、新人には、研修を受けたサポーターがつき、指導を行う一方で、主任がどのような思いで書くのか見方を統一するように指導している。</p> <p>・乳・幼児会議や昼礼・職員会議を定期的に行い、情報共有を行っている。必要に応じて適宜会議も実施している。</p>	

【45】 Ⅲ-2-(3)-②  
子どもに関する記録の管理体制が確立している。

a

<コメント>

・運営ガイドラインに、個人情報保護方針が明記され、記録の保管・保存・廃棄・情報の提供に関する規定が定められ、職員には周知を図っている。記録管理責任者を園長とし、施錠可能な書庫に保存し、園外持ち出し禁止となっている。子どもに関する記録は職員間でいつでも閲覧・共有ができるようになっている。パソコンは、事務室と相談室で、タブレットは午睡チェックの必要性から保育室での使用となっている。

・保護者には、重要事項説明書の中に個人情報の取扱いについて記載され、説明会の際に説明し同意を得ている。